

講義録レポート

講義録コード 06-13-9-101-06

講 座	社会保険労務士	テーマ	社労士の魅力教えます！
目標年	2013年合格目標		～開業・転職・スキルアップで大変身～
コース	無料公開セミナー	回 数	1 回
用 途	☒ 個別VTR ☐ テープレクチャー ☐ 集合ビデオ ☐ Web通信 ☐ DL通信 ☐ DVD通信 ☐ カセット通信 ☐ 資料通信		

講師名	能登 伸一 先生	講義録 枚数	1 枚 ※レポート 含まず
		配布 レジュメ	10 枚

配布教材	・レジュメ (9枚) ・出題形式及び合格基準 (TAC社労士講座 2013年合格目標 総合パンフレット P.18) (1枚)
備考	

社 労 士 講義録			科 目	社労士の魅力 教えます!	コ ー ス	無料公開 セミナー	回 数	1
-----------	--	--	--------	-----------------	-------------	--------------	--------	---

配布物	★ミニテスト：あり []	なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説	講師	能 登 先生
	★実力テスト：あり []	なし	★その他のレジュメ []		
	◇配布物なし				

テキスト ページ	黒 板 内 容
	板書なし

「社労士の魅力教えます！」

～開業・転職・スキルアップで大変身～

TAC 社労士講座 特定社会保険労務士 能登伸一

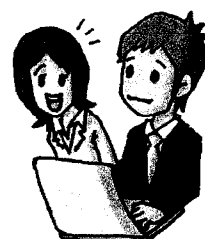
社会保険労務士ってどんな資格？

「社会保険労務士」は、1968年に制定された、人事、労務、社会保険等に関する法律をカバーする労務管理業務のエキスパートです。

厚生労働省が認める国家資格で、企業内の人事・労務関連の手続きや問題に対して、また個人からの年金や医療、労務に関する相談に対して、適切な事務処理やコンサルティングを行います。

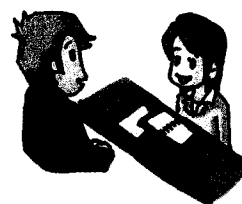
手続き業務

健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険など、各種保険関連の手続き業務を代行します。また、休業補償、出産手当金、傷病手当金、あるいは給付金や助成金などの請求業務、労働者名簿や就業規則等の書類作成も行います。



相談・指導業務

賃金体系や退職金制度に関する相談やプランづくり、あるいは労働時間、福利厚生、年金、採用、教育訓練など、企業内のあらゆる人事管理のアドバイスを行います。また、労働紛争や安全管理などのトラブルを迅速に解決します。



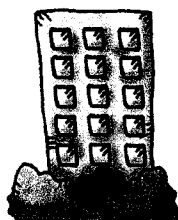
社会保険労務士

会社をサポートする人事・労務関係の法律の専門家

行政書士

税理士

公認会計士



弁護士

弁理士

司法書士

社会保険労務士の仕事 たとえば・・・

●雇用管理

募集・採用活動の支援から、従業員の適正配置や人事異動、解雇、退職、あるいはパート・派遣社員や外国人などの雇用管理を行います。

●就業管理

年次有給休暇、育児休業、介護休業等の適切な運用アドバイス、フレックスタイム制の導入など、就業に関わる管理支援を行います。

●人事管理

資格制度や人事考課、社内募集制度など、従業員のモチベーションアップのための支援を行います。

●賃金管理

年俸制度や職能給、退職金制度の設計など、賃金に関わる実務、管理支援を行います。



●福利厚生

各種保険の手続き支援のほか、福利厚生制度の策定や福利厚生施設のプランニングなどを行います。

●安全衛生

安全衛生計画の策定や安全衛生管理体制の確立、安全衛生に関する教育の実施・指導を行います。

●教育訓練

教育訓練計画やOJTマニュアルの作成、階層別研修や自己啓発制度の設計など、人材力を高める支援を行います。

●労使関係

就業規則の作成や変更、労使協定の作成、苦情処理制度の設計、労使交渉への助言や指導、あるいは労使紛争の解決のサポートなどを行います。

得意分野を作ろう！

上記のように、企業の人に関わることの多くが社会保険労務士の仕事の範囲となります。一通りの知識を身につけるのも大切ですが、実際に業務を行ううえでは自分の「得意分野」を作ることも必要です。

賃金・退職金制度
設計・コンサルティング

障害年金
相談・審査請求の代行

個別労働紛争
相談・解決サポート

就業規則
作成・見直し



e t c...

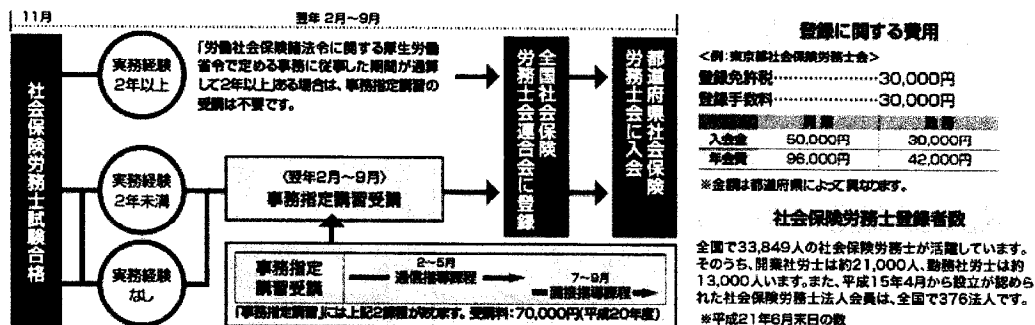
コ コ が イ イ

今までの仕事、経験、知識を最大限に生かして得意分野を作れる！

開業する？ 企業内？ 自分の働き方が選択できる

社会保険労務士試験に合格したら、すぐに社会保険労務士になれるわけではありません。全国社会保険労務士会連合会に登録し、各都道府県会に入会しなければなりません。登録するためには一定の実務経験があるか、または指定講習を受講することが必要です。

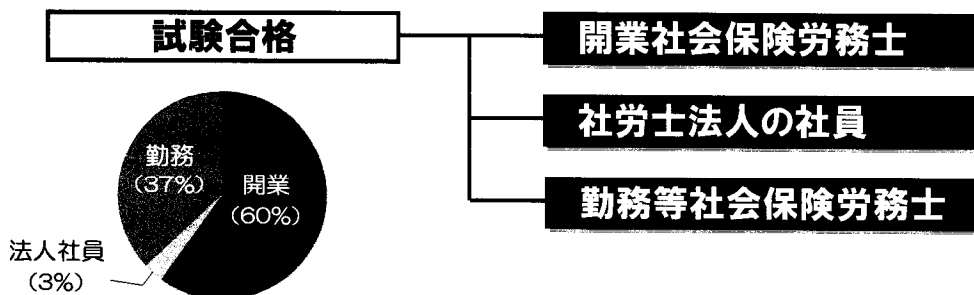
社会保険労務士になるまで



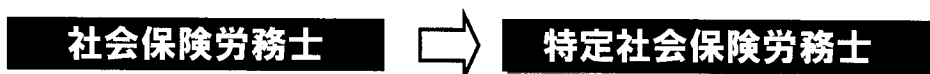
社会保険労務士の活躍の場

社会保険労務士試験に合格すると、社外で人事・労務の専門家として活躍する「開業社会保険労務士」や「社労士法人の社員」、企業内で労務管理業務を担う「勤務等社会保険労務士」のいずれかの登録をすることができます。

※社会保険労務士の登録者数は、2012年4月末で約36,967人



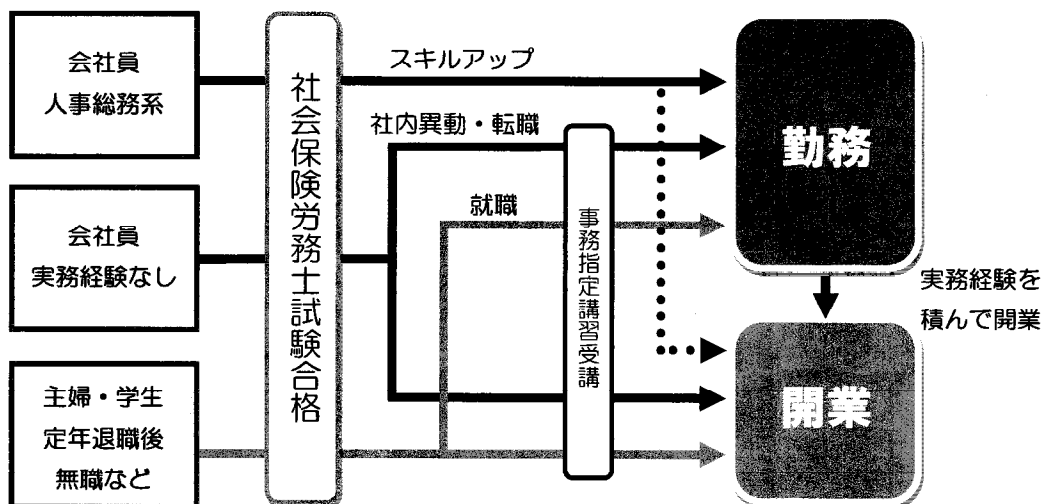
平成19年より、紛争解決手続代理業務試験に合格した社会保険労務士は「特定社会保険労務士」として、裁判によらない紛争解決の手続き（ADR）の当事者代理人になることができ、労働紛争の解決の場で直接関与できるようになりました。



資格取得でステップアップ！

資格取得後の活用の仕方はさまざまです。苦勞して取得する国家資格です。先々の目標を明確にして、是非ステップアップに活用してください。

○ 資格活用ルート



○ 活用事例

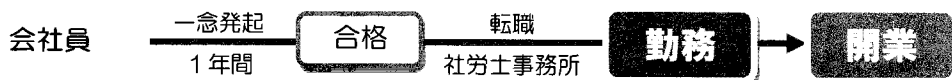
ケース① Aさん（女性）

もともと契約社員として会社の人事総務部に勤務。十分な実務経験や資格がないと正社員として採用されない会社なので、資格取得を目指して猛勉強。働きながら1年で合格。頑張りが認められて正社員登用され、勤務社労士として活躍中。



ケース② Bさん（男性）

派遣会社の営業職。人事労務系の仕事に就きたくて調べてみたところ社労士の資格を知る。実務経験はまったくないが一発発起してチャレンジ。働きながら資格学校に通い1年で合格。転職して社労士事務所で実務経験を積んだあと、開業社労士として活躍中。



勤務・法人社員・開業登録の特徴

社会保険労務士の登録は「勤務」「法人社員」「開業」の3つに区分されます。それぞれの登録区分ごとに特徴がありますので、資格の活用方法を考える際に参考にしてください。

	勤 務	法人社員	開 業
資格の 活かし方	• 会社の中でステップアップ • 他部署から異動 • 資格手当がつくことも	• 法人役員としての経営管理 • 法人格の安心さを武器に大口顧客から業務を獲得	• 個人事業主として事務所開設 • 責任は重いが頑張った分だけそのまま自分に返ってくる
知って おきたい事	• 勤務している会社以外の業務を行うことができない • あくまで会社員の立場	• 社労士が2人以上いないと法人の設立ができない • 別に個人で開業できない • 社員は無限連帯責任	• 開業資金など事前の計画と準備がとても重要 • 業務拡大は営業力

社会保険労務士の将来性

社会保険労務士の資格はまだまだ認知度が低いようですが、年金問題、経済不況による雇用問題、労使間の紛争など、扱う分野の社会的関心は増してきていますので、その分、社会保険労務士への需要も大きくなると想定されています。

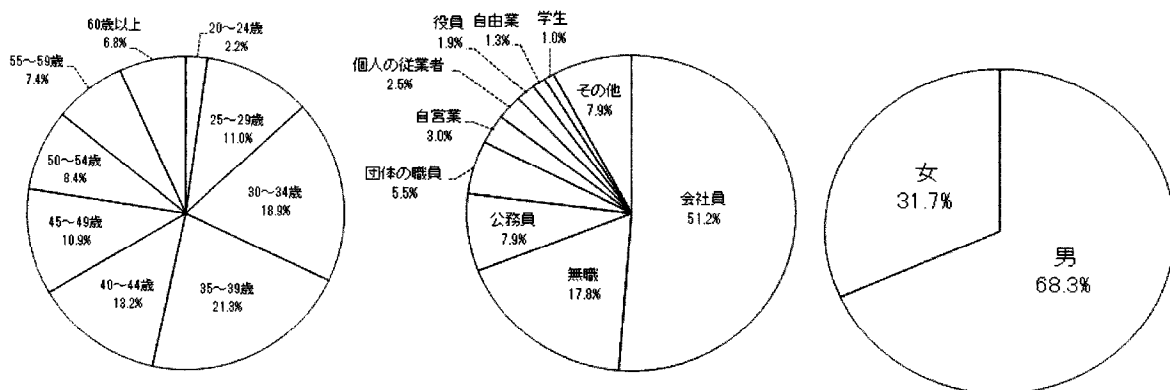
ただし、1号・2号業務（書類や帳簿の作成など）は電子化が進んでいますので、外部へアウトソースするメリットが低くなることも想定され、これからは3号業務（コンサルティング）をより専門的に扱っていけるかが将来性のポイントとされています。



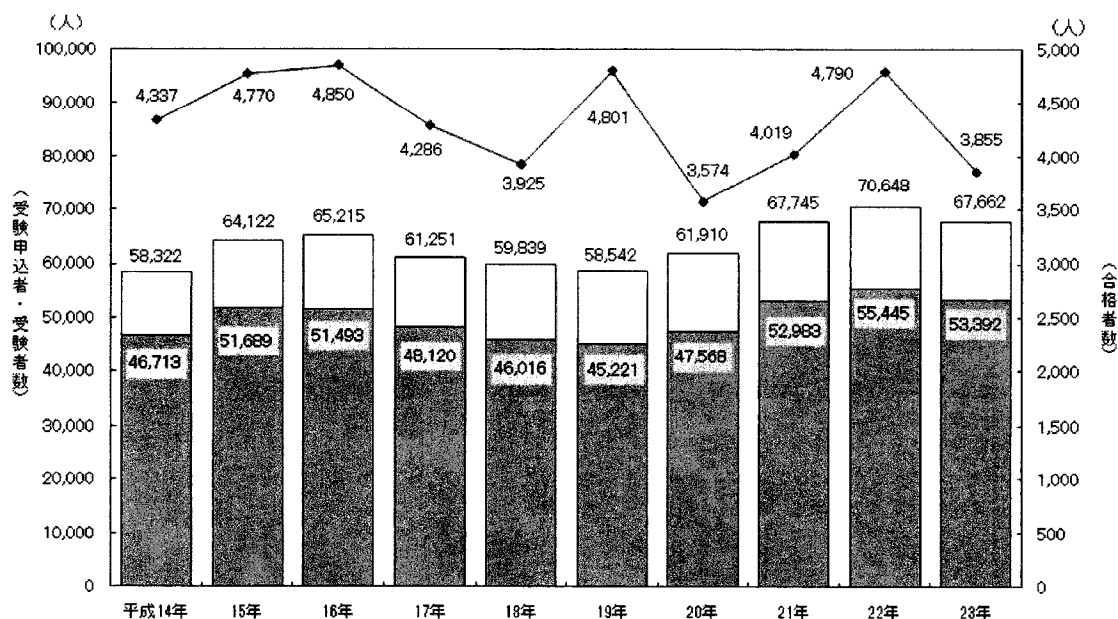
社会保険労務士の試験の特徴は？

社会保険労務士試験は他の法律系の国家資格と違い、合格者のうち女性の割合が4割近くを占めているのが特徴的で、今後女性の活躍がますます期待される資格であることが伺えます。また、職業別にみると会社員の比率が高く、仕事をしながらの挑戦でも充分合格できる資格試験だということがわかります。

1. 合格者の年齢階層別割合・職業別割合・男女別割合



2. 受験申込者数・受験者数・合格者数の推移（過去10年間）



	平成14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
受験申込者	58,322	64,122	65,215	61,251	59,839	58,542	61,910	67,745	70,648	67,662
受験者	46,713	51,689	51,493	48,120	46,016	45,221	47,568	52,983	55,445	53,392
受験率	80.1%	80.6%	79.0%	78.6%	76.9%	77.2%	76.8%	78.2%	78.5%	78.9%
合格者	4,337	4,770	4,850	4,286	3,925	4,801	3,574	4,019	4,790	3,855
合格率	9.3%	9.2%	9.4%	8.9%	8.5%	10.6%	7.5%	7.6%	8.6%	7.2%

試験科目と試験の形式

社会保険労務士試験は次の科目について、「選択式」と「択一式」で行われます。選択式は合計で8問あり、1問の問題文につき5つの穴埋めをします。択一式は5肢択一式の試験で、合計70問あります。

出題科目	選択式	択一式
労働基準法（労基法）	1 問	7 問
労働安全衛生法（安衛法）		3 問
労働者災害補償保険法（労災法）	2 問	7 問
雇用保険法（雇保法）		7 問
労働保険料徴収法（徴収法）	—	6 問
健康保険法（健保法）	1 問	10 問
国民年金法（国年法）	1 問	10 問
厚生年金保険法（厚年法）	1 問	10 問
労務管理その他労働に関する一般常識（労一）	1 問	5 問
社会保険に関する一般常識（社一）	1 問	5 問
合 計	8 問	70 問

合格に必要な得点ライン

試験の合格は、「選択式」及び「択一式」それぞれ「総合得点」・「足きりライン」によって判断されます。たとえば総合得点が高くても、足きりラインを下回ってしまうと不合格となります。だからこそ、苦手な科目をなくすことこそが合格の近道といわれています。

	選択式 40点満点 (1問5肢 × 8問)	択一式 70点満点 (70問)
総合得点	25～28点程度	43～47点程度
足きりライン	各科目3点以上の得点	各科目4点以上の得点
特 例	※試験の難易度により得点ラインに特例が入る場合がある	

得点目標：各科目で7割正解
各科目で足きりなし

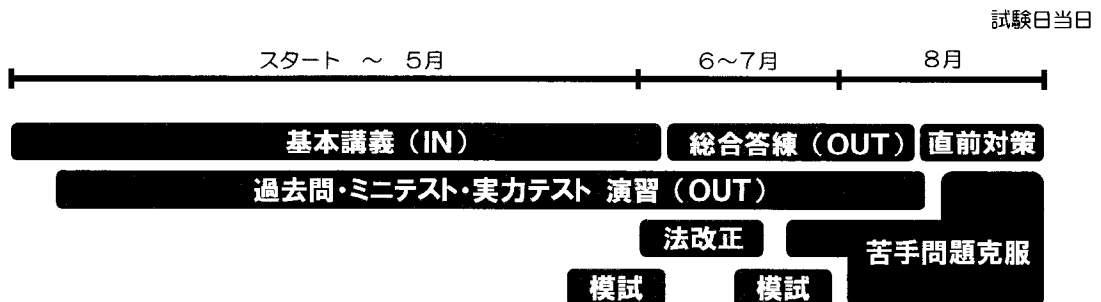


目指せ1発合格！「計画的な学習」が何より大切。

いつから学習をスタートすればいいの？

勉強のスタート時期は、皆さんの生活環境や確保できる勉強時間、学習経験によってかわります。また、独学なのか、資格学校を活用した通学・通信での学習なのかによっても違ってくるでしょう。TACのカリキュラムのうち、早いものでは前年の8月・10月頃からスタートするコースがありますので、初学者の方でも法律の用語に慣れながら、余裕をもって計画的に学習を進めることができます。

学習スケジュール



1日でも早くスタートしよう！

社会保険労務士試験は、学習内容が生活に身近で理解しやすい反面、その範囲の広さから「忘却との戦いの試験」とも言われています。短期集中で資格取得を目指す皆さんは、TACのカリキュラムに沿った効率的な学習を進めるためにも、1日でも早く学習をスタートしてください。

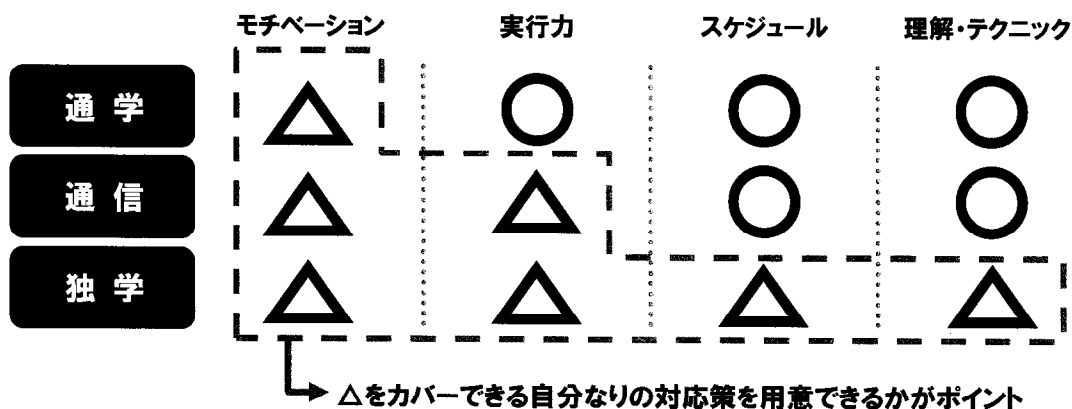
今からスタートすれば・・・

- ① カリキュラムで科目順に計画的な基礎学習（インプット）ができる
- ② 過去問の演習（アウトプット）が基礎学習と同時にできる
- ③ 試験前の約3ヶ月は、問題演習に集中できる ⇒ 苦手問題克服
- ④ 計画的な学習で、試験日当日に学習知識をピークにできる

自分にあった学習スタイルをみつけよう！

学習開始が決まったら、自分にあった最適の学習スタイルを見つけてください。資格試験は自分なりの学習スタイルを少しでも早く身につけることで、合格がグンと近づきます。せっかくの大切な時間を学習に費やすならば、少しでも最短で合格できるように工夫していくことが大切です。

学習ツール



学習方法 ワンポイント！

学習をすすめるにあたって、次のようなポイントに注意しながら取り組んでみてください。また、不安だらけで学習してもなかなか頭に入らないので、合格体験記などから他の受験生の工夫した学習方法も大いに参考にしてみてください。

- ① 基礎学習(インプット)は、イメージしながら理解に努めよう！
- ② 「基本項目」を大切に！ 応用はその後・・・
- ③ 「苦手な科目」をなくせるように努力しよう！
- ④ わからないことは、遠慮せずに毎回質問しよう！

合格目指して、一緒にがんばりましょう！



社会保険労務士試験は、毎年約5万人の方が受験しており、今日では日本の中で最も人気の高い国家資格のひとつになっています。

ただし、試験範囲はたいへん広く、また合格率も例年7～10%前後で推移している難関資格ですから、合格を勝ち得るためにはしっかりと受験対策が必要となることは言うまでもありません。

マークシート形式
の試験です



出題形式及び合格基準

社労士試験には択一式と選択式の2つの出題形式があります。平成23年度の本試験では、次の2つの合格基準を満たした受験生が合格者となっています。

択一式

解答時間210分(9:10～12:40)

五肢択一式(マークシート式)問題が計70問出題されます。

択一式は
計70問出題

各設問ごとに10問出題され、原則4つ以上の正解をしないと合格が難しくなります。

科目	問題数
労基・安衛	10問
労災・徴収	10問
雇用・徴収	10問
労一・社一	10問
健保	10問
厚年	10問
国年	10問
合	70問

配点

各問1点とし、
1科目10点満点、
合計70点満点

合格基準

総合得点 46 点以上
かつ各科目 4 点以上

※平成23年度結果

労働基準法及び労働安全衛生法

〔問7〕労働基準法に定める就業規則等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 労働基準法によれば、常時10人以上の労働者を使用する使用者は、退職手当に関する事項を就業規則に必ず記載しなければならないとされており、また、期間の定めのない労働契約によって雇用される、勤続期間が3年以上の労働者に対して退職手当を支払わなければならない。
- B 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、それがいない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を記した書面を添付して、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- C 厚生労働大臣又は都道府県知事は、法令又は労働協約に抵触する就業規則の変更を命ずることができる。
- D 労働基準法第106条に定める就業規則の周知義務については、労働契約の効力にかかわる民事的な定めであり、それに違反しても罰則が科されることはない。
- E 労働基準法第15条により、使用者が労働契約の締結に際し書面で行うこととされている労働条件の明示については、当該労働条件を記載した就業規則を交付することでその義務を果たすことはできない。

〔解答〕B

選択式

解答時間80分(14:10～15:30)

選択式では文章中に□(5つの空欄)があり、各科目とも選択肢(20個)の中から正解と思われる番号をマークシートに記入する方式です。

選択式は
計8問出題

各設問に5つの空欄があり、原則3つ以上の正解をしないと合格が難しくなります。

科目	問題数
労基・安衛	1問
労災	1問
雇用	1問
労一	1問
社一	1問
健保	1問
厚年	1問
国年	1問
合	8問

配点

各問5点(各空欄1点)とし、
1科目5点満点、
合計40点満点

合格基準

総合得点 23 点以上
かつ各科目 3 点以上

(ただし、労働基準法及び労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、社会保険に関する一般常識、厚生年金保険法及び国民年金法は2点以上)

※平成23年度結果

健康保険法

〔問6〕次の文中の□の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、法第160条に照らして完全な文章とせよ。

- 1 全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、□A□の範囲内において、都道府県に設置した各支部の被保険者を単位として□B□が決定する。その都道府県単位保険料率は、法に掲げる額に照らし、各事業年度において財政の均衡を保つことができるように設定される。そのため全国健康保険協会は、2年ごとに、□C□についての健康保険の事業の収支見通し等を作成し、その結果を公表することになっている。
- 2 厚生労働大臣は、都道府県単位保険料率が、当該都道府県における□D□を図る上で不適当であり、全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の健全な運営に支障があると認めるときは、全国健康保険協会に対し、相当の期間を定めて、当該都道府県単位保険料率の変更を申請すべきことを命ずることができる。厚生労働大臣は、全国健康保険協会が上記の期間内に申請をしないときは、□E□の議を経て、当該都道府県単位保険料率を変更することができる。

選択肢

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ① 1000 分の 30 から 1000 分の 120 | ② 1000 分の 30 から 1000 分の 164 |
| ③ 1000 分の 60 から 1000 分の 90 | ④ 1000 分の 60 から 1000 分の 120 |
| ⑤ 運営委員会 | ⑥ 健康保険組合との収支の均衡 |
| ⑦ 健康保険事業の収支の均衡 | ⑧ 厚生労働大臣 |
| ⑨ 国民健康保険との収支の均衡 | ⑩ 社会保障審議会 |
| ⑪ 全国健康保険協会 | ⑫ 地方厚生(支)局長 |
| ⑬ 中央社会保険医療協議会 | ⑭ 当該事業年度以降 3 年間 |
| ⑮ 都道府県支部の評議会 | ⑯ 都道府県の支部長 |
| ⑰ 被保険者の家計収入との均衡 | ⑱ 毎事業年度 |
| ⑲ 翌事業年度以降 3 年間 | ⑳ 翌事業年度以降 5 年間 |

〔解答〕A:① B:⑩ C:② D:⑦ E:⑩

合格基準は択一式、選択式の両方を満たすことが条件になります。また、年度によって変動することが予想されます。